

E i w a N e w s

固定資産税の軽減措置・税制トピックス

平成 28 年 9 月
(No. 134)

今回は、平成 28 年 7 月 1 日に施行された「固定資産税の軽減措置」と税制のトピックスについて、ご紹介いたします。

[1] 固定資産税の軽減措置

(1) 概要

経営力向上計画が認定された事業者（中小企業者等）は、中小企業等経営強化法の施行日（平成 28 年 7 月 1 日）から平成 31 年 3 月 31 日までに、生産性を高めるための機械装置を取得した場合、その翌年度から 3 年度分の固定資産税（償却資産税）に限り、当該機械装置にかかる固定資産税（償却資産税）の負担を 1/2 にすることができます。

(2) 適用要件

この規定は、以下の全てを満たす機械装置を取得した場合に限り、適用することができます。

- ①販売開始から 10 年以内のもの（新品）
- ②旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産性、精度、エネルギー効率等）が年平均 1% 以上向上するもの
- ③1 台又は 1 基の取得価額が 160 万円以上のもの

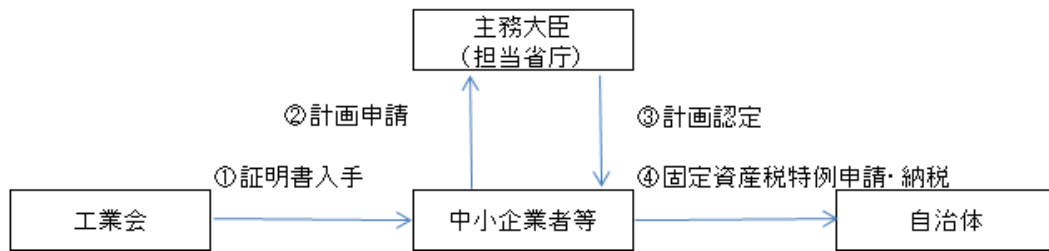
上記の要件は、生産性向上設備投資促進税制の A 類型の要件のうち、最新モデル要件を緩和したものとなっています。そのため、最新モデル要件など A 類型の要件も全て満たす場合には、生産性向上設備投資促進税制と本特例措置を併用することができます。

また、この規定を適用するためには機械装置の取得時だけでなく、固定資産税の賦課期日（翌年 1 月 1 日）においても中小企業者等に該当していることが必要です。

(3) 手続きの流れ

この規定の手続き方法は、以下のとおりです。

- ①工業会等から当該機械装置について証明書入手する
- ②経営力向上計画を策定し、主務大臣（担当省庁）に申請する
- ③主務大臣（担当省庁）から経営力向上計画について認定を受ける
- ④償却資産申告書に計画認定書の写し等を添付し、自治体へ提出する



出典：中小企業庁「経営力向上計画 策定・活用の手引き」

(4) 適用期間

この規定は、平成 28 年 7 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに機械装置を取得し、所定の手続きを行った場合に限り、適用されます。

[2] 税制トピックス

(1) 消費税率引上げ時期の変更

自民党と公明党の両党は、世界経済の不透明感が増す中、新たな危機に陥ることを回避するため、平成 29 年 4 月 1 日に予定していた消費税率 10% への引上げ時期を、2 年半後となる平成 31 年 10 月 1 日に変更しました。

また、軽減税率制度や反動減対策等の施策については、その内容は維持しつつ、消費税率引上げ時期の変更にあわせ、導入時期を 2 年半延期することとなりました。

	現 行	対応 (案)
消費税率引上げ時期	平成 29 年 4 月 1 日	平成 31 年 10 月 1 日
軽減税率導入時期	平成 29 年 4 月 1 日	平成 31 年 10 月 1 日
適格請求書等保存方式の導入時期	平成 33 年 4 月 1 日	平成 35 年 10 月 1 日

軽減税率制度の詳細につきましては、本誌 No.128 をご参照ください。

(2) 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例

本誌 No.126 でご紹介した「空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例」の要件が、一部変更されました。

要件の 1 つである「昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋（区分所有建築物を除く）であること」について、同日以前に建築されていれば、その後増改築（リフォーム）がされている、又は、その家屋が中古物件で被相続人が取得し居住し始めたのが同日後である、といった場合でも同要件を満たすこととなりました。

本制度の詳細につきましては、本誌 No.126 をご参照ください。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしく願いいたします。